

個別の申出により存続期間が令和2年(2020年)12月28日までを限度に延長される権利利益の例(条例第2条第3項関係)

No	措置名	根拠規定			お問い合わせ先
		条例等の名称	権利利益	存続期間	
1	適用工場等の指定の申請期限の延長	熊本県工場等設置奨励条例	条例第3条第1項	規則第2条第1項	熊本県商工労働部新産業振興局企業立地課 096-333-2328
2	漁業の許可の有効期間の延長	熊本県漁業調整規則	第7条第1項	第9条第1項	熊本県農林水産部水産局水産振興課 096-333-2456
3	特別採捕の許可の有効期間の延長	熊本県漁業調整規則	第48条第1項	-	熊本県農林水産部水産局水産振興課 096-333-2456
4	特別養殖の承認の有効期間の延長	熊本県漁業調整規則	第49条第1項	-	熊本県農林水産部水産局水産振興課 096-333-2456
5	砂防指定地内における制限行為の許可の期間の延長	熊本県砂防指定地管理条例	第4条第1項	第8条第1項	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553
6	砂防設備の占用の許可の期間の延長	熊本県砂防指定地管理条例	第5条第1項	第8条第1項	熊本県土木部河川港湾局砂防課 096-333-2553